

第20回 鹿児島県障害者スポーツ大会 《水泳競技 競技規則》

基本的には全国障害者スポーツ大会競技規則に準じ、企画委員会の申し合わせによる。

原則

(公財)日本水泳連盟競泳競技規則による。

1 出発(スタート)

- ・スタートの際、スタート台上・台横・水中スタートを選択できる。
- ・自由形、平泳ぎ、バタフライの飛び込みによるスタートは、台上、台の横から立位または座位によるスタートを選択できる。
- ・自由形、平泳ぎ、バタフライの水中スタートは、少なくとも片手でスターティンググリップを含むプールの壁をつかんだ状態からスタートしなければならない。身体的理由により壁をつかめない場合は、水面上の身体の一部がプールの壁についていればよい。また、審判長の判断により安全な用具の使用も認められる。
- ・背泳ぎのスタートにおいて身体的理由により両方の手でスターティンググリップをつかめない場合は、少なくとも片手でスターティンググリップを含むプールの壁をつかみ壁側に向けた状態からスタートしなければならない。壁をつかめない場合は、水面上の身体の一部がプールの壁についていればよい。また、審判長の判断により口にくわえるロープなど安全な用具の使用も認められる。
- ・身体的理由により壁をつかむことができず、かつ、身体の一部をプールの壁につけることが出来ない場合には、スタートの合図がなされるまで足をプールの壁につけて保持してもらってもよい。ただし、スタートの際に競技者を支えている者は競技者に勢いを与えてはならない。与えたとみなされた場合は失格となる。
- ・台上または台の横からのスタートの際、必要であれば競技役員または許可された者が、身体を支えるだけのために補助をしてもよい。この場合、競技者を支えている者はスタートの勢いを与えてはならない。
- ・聴覚障害者のスタートでは、出発合図員は全競技者から見えやすい位置で、言葉とジェスチャーを併用して合図する。または、光刺激スタート合図システムを利用して行う。
- ・視覚と聴覚の障害が重複している競技者が出場する場合は、審判長の長いホイッスル、出発合図員の号令、スタートの合図を競技者に伝えるため、介助者が競技者の身体に触れることが認められる。ただし、スタートの合図を競技者に伝える際に、介助者は競技者に勢いを与えてはならない。与えたとみなされた場合は失格となる。

2 競技

- ・義足、装具、足ひれや手につけるパドルなどの使用は認めない。
- ・障害区分23の競技者は、競技中に光を通さないゴーグルを装着し競技終了まで外してはならない。
【注】ゴーグルを外すことができるのは、審判または競技役員が認めたときだけであり、いかなる理由があっても意図的にゴーグルを外してはならない。
- ・障害区分23の競技者及び24でタッピングを必要とする競技者は、スタートやターン後に、使用されていないレーンで水面に出た場合、そのレーンでゴールすることが認められる。使用されているレーンで水面に出た場合は、本来のレーンに戻ることが望ましい。
- ・障害区分23の競技者及び障害が重複する競技者のゴールとターンでは、競技役員又は許可された者が安全な棒などを使って身体をたたいて合図(タッピング)しなければならない。障害区分24の競技者には行うことができる。
- ・浮具使用の浮具とは、安全に浮力を補助するための道具で、スイミングヘルパーやアームヘルパーなどをいう。

3 自由形・背泳ぎ・平泳ぎ・バタフライ

- ・身体障害によりやむを得ないと認められた場合には、各泳法の規則を緩和することができる。